

要約筆記をご存知ですか？

聴覚障がいの方は外見からは障がいを持っていることがわからず、不自由さが理解されにくいです。聞こえないことで家庭や職場、地域で孤立したり不自由な思いをすることがあります。「要約筆記」とは、聞こえてくる音声を要約し文字に書いて、聞こえない不自由な人に伝える大切なコミュニケーション方法です。

「要約筆記」には、話のスピードに遅れないように正しい情報を誰もが読みやすい文字で書くことが求められます。また守秘義務があり、利用した際に個人情報漏れることはありません。

聞こえにくくて困っていませんか ～耳代わりしますよ～

町内に在住する聴覚障がいの方に、要約筆記の個人派遣を行っています。普段日常生活で話が聞こえづらくお困りの方は健康福祉課までお気軽にご相談ください。

対象者 町内在住の聴覚障がい者など
申請先 健康福祉課障害福祉係
☎ 34-2090 / ☎ 32-2977

INTERVIEW

町内で要約筆記の活動をされている「OHP 田原本」の伊福さん・山下さんにお話を伺いました。

地域で活動する要約筆記のサークルが次々と立ち上がり始めたころ、1995年に「OHP 田原本」として活動を始めました。私たちは主に講演会などでの全体投影（スクリーンに要約した情報を映し出す）や個人派遣で利用される人へのノートテイクをしています。特に個人派遣では利用される一人一人によって事情や希望することが違うので、事前に情報をお聞きして、当日臨機応変に対応しています。

しかし個人派遣の活動はあまり認知されていません。個人派遣では、聞こえない不自由な人が役場や病院などに行って話を聞く際の耳代わりになっています。身内の人が付き添いで代わりに話を聞くのとは違い、私たちは話をしている人と利用者の人が主体的に対話ができるようにしています。少しでもお困りのことがあれば、ぜひお気軽にご利用ください。

私たちは要約筆記者として活動していますが、専門的なことでも皆さんにもできることはあると思います。一番大切なのは困っている人がいたら自分に何ができるのかを考えることです。気づいたらすぐ行動して助ける・助け合う社会になることを願っています。



授産品のお菓子の包装作業（どっとゆう）
利用者同士で協力して楽しく作業しています

令和6年4月1日から 合理的配慮の提供が義務化されます

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取り扱いを禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現することを目指しています。

事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供は努力義務とされてきましたが、令和6年4月1日からは義務となります。

あいサポート運動を広げませんか？

あいサポート運動は多様な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、必要な配慮などを理解し、困っている時にちょっとした配慮や手助けなどを実践することで、誰もが暮らしやすい社会を作っていく運動です。

奈良県のホームページにはさまざまな障がいや必要な配慮について分かりやすくまとめられているテキスト「シルコトカラー 障害を知り、共に生きる」とDVDが紹介されています。

まずは、知ることから始めませんか。



ちょっとした配慮で誰もが
暮らしやすい地域社会へ



奈良県障害理解促進DVD
（シルコトカラ・手話言語）

誰もが活躍できる いきいきとした社会へ

12月3日～9日は「障害者週間」です。これは国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められたものです。

この機会に、すべての人が快適に生活できる社会を実現するため、障がいのことや障がいのある人のことについて考えてみませんか。

健康福祉課障害福祉係 ☎ 34-2090

CHECK 「合理的配慮」の提供とは？

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービスなどについては、障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動などが制限されてしまう場合があります。このような場合に障がいのある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。それが障害者差別解消法で定められている「合理的配慮」の提供です。

「合理的配慮」の提供の考え方

- ①行政機関等と事業者が、
- ②その事務・事業を行うに当たり、
- ③個々の場面で、障がい者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
- ④その実施に伴う負担が過重でない時に
- ⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること

POINT

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と事業者などとの間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、ともに対応案を検討していくことが大切です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。



お知らせ

第32回心身障害者（児）作品展

町役場1階アトリウムで、第32回心身障害者（児）作品展を開催します。個性にあふれる作品が展示されていますのでぜひご覧ください。また作品展示のほか、さまざまな障がいの特性についての紹介もしています。お気軽にお立ち寄りください。

開催期間 **12月6日(水)～15日(金)**

場所 町役場1階 アトリウム



磯城郡地域自立支援協議会による 授産品の販売を行っています

磯城郡地域自立支援協議会は、障がい者などが住みよいまちづくりを進めるため、地域住民や福祉・保健・医療・教育・労働などの関係機関が有機的に連携し、地域を活性化させるための仕組みづくりを行うことを目的として活動しています。

毎月第3木曜日に町役場で授産品（クッキーなど）の販売を実施しています。売上の増加は、障がい者雇用や生産の促進・技術の向上につながります。ぜひご利用ください。

日時 **毎月第3木曜日**
午前11時30分～午後1時
場所 町役場1階 アトリウム